

## 罪名一覧（法定合議事件・法定刑に死刑又は無期懲役・禁錮が含まれる罪）

罪 名	条 項	法 定 刑	法定合議事件	法定刑に死刑 又は無期懲 役・禁錮が含 まれる罪
内乱首謀	77条1項1号	死刑，無期禁錮		
内乱謀議参与	77条1項2号前段	無期禁錮，3年以上の禁錮		
内乱職務従事	77条1項2号後段	1年以上10年以下の禁錮		
内乱予備陰謀	78条	1年以上10年以下の禁錮		
外患誘致	81条	死刑		
外患援助	82条	死刑，無期又は2年以上の懲役		
外患予備陰謀	88条	1年以上10年以下の懲役		
看守者逃走援助	101条	1年以上10年以下の懲役		
騒乱首謀	106条1号	1年以上10年以下の懲役・禁錮		
現住建造物等放火	108条	死刑，無期又は5年以上の懲役		
非現住建造物等放火	109条1項	2年以上の有期懲役		
建造物等以外放火	110条1項	1年以上10年以下の懲役		
消火妨害	114条	1年以上10年以下の懲役		
激発物破裂（108）	117条1項前段	死刑，無期又は5年以上の懲役		
激発物破裂（109）	117条1項前段	2年以上の有期懲役		
激発物破壊（110）	117条1項後段	1年以上10年以下の懲役		
ガス等漏出致死	118条2項	2年以上の有期懲役		
現住建造物等侵害	119条	死刑，無期又は3年以上の懲役		
建造物等以外侵害	120条1項・2項	1年以上10年以下の懲役		
水防妨害	121条	1年以上10年以下の懲役		
往来妨害致死	124条2項	2年以上の有期懲役		
電汽車往来危険	125条1項	2年以上の有期懲役		
艦船往来危険	125条2項	2年以上の有期懲役		
電汽車転覆	126条1項	無期又は3年以上の懲役		
艦船転覆	126条2項	無期又は3年以上の懲役		
船車転覆致死	126条3項	死刑，無期懲役		
電汽車往来危険転覆	127条	無期又は3年以上の懲役		
艦船往来危険転覆	127条	無期又は3年以上の懲役		
船車往来危険転覆致死	127条	死刑，無期懲役		
税関職員あへん煙輸入	138条	1年以上10年以下の懲役		
浄水汚染致死	145条	2年以上の有期懲役		
水道汚染致死	145条	2年以上の有期懲役		
浄水毒物混入致死	145条	2年以上の有期懲役		
水道毒物混入	146条前段	2年以上の有期懲役		
水道毒物混入致死	146条後段	死刑，無期又は5年以上の懲役		
水道損壊	147条	1年以上10年以下の懲役		
通貨偽造	148条1項	無期又は3年以上の懲役		
偽造通貨行使	148条2項	無期又は3年以上の懲役		
外国通貨偽造	149条1項	2年以上の有期懲役		
偽造外国通貨行使	149条2項	2年以上の有期懲役		

罪 名	条 項	法 定 刑	法定合議事件	法定刑に死刑 又は無期懲 役・禁錮が含 まれる罪
詔書偽造	154条1項・2項	無期又は3年以上の懲役		
有印公文書偽造	155条1項・2項	1年以上10年以下の懲役		
偽造詔書作成	156条	無期又は3年以上の懲役		
虚偽有印公文書作成	156条	1年以上10年以下の懲役		
偽造詔書行使	158条1項	無期又は3年以上の懲役		
偽造有印公文書行使	158条1項	1年以上10年以下の懲役		
虚偽有印公文書行使	158条1項	1年以上10年以下の懲役		
御璽等偽造	164条1項	2年以上の有期懲役		
御璽等不正使用	164条2項	2年以上の有期懲役		
強姦	177条	2年以上の有期懲役		
準強姦	178条	2年以上の有期懲役		
強制わいせつ致死傷	181条	無期又は3年以上の懲役		
強姦致死傷	181条	無期又は3年以上の懲役		
特別公務員職権濫用致死	196条	2年以上の有期懲役		
特別公務員暴行陵虐致死	196条	2年以上の有期懲役		
加重収賄	197条の3第1項・2項	1年以上の有期懲役		
殺人	199条	死刑，無期又は3年以上の懲役		
傷害致死	205条	2年以上の有期懲役		
危険運転致死傷	208条の2	1年以上の有期懲役		
不同意墮胎致死	216条	2年以上の有期懲役		
遺棄致死	219条	2年以上の有期懲役		
保護責任者遺棄致死	219条	2年以上の有期懲役		
逮捕監禁致死	221条	2年以上の有期懲役		
営利拐取	225条	1年以上10年以下の懲役		
身の代金拐取	225条の2第1項	無期又は3年以上の懲役		
拐取者身の代金取得	225条の2第2項	無期又は3年以上の懲役		
国外移送拐取	226条1項	2年以上の有期懲役		
人身売買	226条2項	2年以上の有期懲役		
身の代金拐取幫助目的被拐取者收受	227条2項	1年以上10年以下の懲役		
身の代金被拐取者收受	227条4項前段	2年以上の有期懲役		
收受者身の代金取得	227条4項後段	2年以上の有期懲役		
強盗致傷	240条前段	無期又は7年以上の懲役		
強盗致死	240条後段	死刑，無期懲役		
強盗強姦	241条前段	無期又は7年以上の懲役		
強盗強姦致死	241条後段	死刑，無期懲役		
建造物損壊致死	260条後段	2年以上の有期懲役		
<b>盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律（昭5法9）</b>				
常習特殊強盗致傷	4条	無期又は10年以上の懲役		
常習特殊強盗強姦	4条	無期又は10年以上の懲役		
<b>決闘罪ニ関スル件（明22法34）</b>				
決闘	2条	2年以上5年以下の重禁錮（罰金付加）		

罪 名	条 項	法 定 刑	法定合議事件	法定刑に死刑又は無期懲役・禁錮が含まれる罪
決闘殺人	3条	死刑，無期又は3年以上の懲役		
決闘傷害致死	3条	2年以上の有期懲役		
<b>爆発物取締罰則（明17布告32）</b>				
爆発物使用	1条	死刑，無期又は7年以上の懲役・禁錮		
使用未遂	2条	無期又は5年以上の懲役・禁錮		
製造・輸入・所持・注文	3条	3年以上10年以下の懲役・禁錮		
脅迫・教唆・扇動・共謀	4条	3年以上10年以下の懲役・禁錮		
幫助のための製造・輸入等	5条	3年以上10年以下の懲役・禁錮		
<b>航空機の強取等の処罰に関する法律（昭45法68）</b>				
航空機の強取等	1条1項	無期又は7年以上の懲役		
航空機強取等致死	2条	死刑，無期懲役		
航空機の運航阻害	4条	1年以上10年以下の懲役		
<b>航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法（昭49法87）</b>				
航空機の危険を生じさせる罪	1条	3年以上の有期懲役		
航行中の航空機を墜落させる等の罪	2条1項・2項	無期又は3年以上の懲役		
前項の罪の致死	2条3項	死刑，無期又は7年以上の懲役		
業務中の航空機の破壊等の罪	3条1項	1年以上10年以下の懲役		
前項の罪の致死	3条2項	無期又は3年以上の懲役		
業務中の航空機内に爆発物を持ち込む罪	4条前段	3年以上の有期懲役		
業務中の航空機内に銃砲等を持ち込む罪	4条後段	2年以上の有期懲役		
<b>人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭53法48）</b>				
加重人質強要	2条	無期又は5年以上の懲役		
加重人質強要（航空機の強取等の罪を犯した者による人質強要）	3条	無期又は10年以上の懲役		
人質殺害	4条1項	死刑，無期懲役		
<b>組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規則等に関する法律（平11法136）</b>				
組織的な殺人	3条1項3号・2項	死刑，無期又は5年以上の懲役		
組織的な身の代金目的略取等	3条1項6号・2項	無期又は5年以上の懲役		
組織的な詐欺	3条1項9号・2項	1年以上の有期懲役		
組織的な恐喝	3条1項10号・2項	1年以上の有期懲役		
<b>あへん法（昭29法71）</b>				
けしの栽培等	51条1項	1年以上10年以下の懲役		
営利目的による前項の罪	51条2項	1年以上の有期懲役及び500万円以下の罰金		
営利目的によるあへん等の譲渡し，譲受け又は所持	52条2項	1年以上10年以下の懲役及び300万円以下の罰金		
<b>覚せい剤取締法（昭26法252）</b>				
覚せい剤の輸出入又は製造	41条1項	1年以上の有期懲役		
営利目的による前項の罪	41条2項	無期又は3年以上の懲役及び1000万円以下の罰金		
営利目的による覚せい剤の所持，譲渡し又は譲受け	41条の2第2項	1年以上の有期懲役及び500万円以下の罰金		
営利目的による覚せい剤の使用等	41条の3第2項	1年以上の有期懲役及び500万円以下の罰金		

罪 名	条 項	法 定 刑	法定合議事件	法定刑に死刑 又は無期懲 役・禁錮が含 まれる罪
<b>外国に於て流通スル貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及構造二關スル法律（明38法66）</b>				
偽造変造（金銀貨，紙幣等）	1条1項	重懲役又は軽懲役		
偽造変造（金銀貨以外の硬貨）	1条2項	軽懲役又は2年以上5年以下の重禁錮		
輸入（偽造変造に係る金銀貨，紙幣等）	2条	重懲役又は軽懲役		
輸入（偽造変造に係る金銀貨以外の硬貨）	2条	軽懲役又は2年以上5年以下の重禁錮		
<b>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法（平7法65）</b>				
化学兵器使用による毒性物質等の発散	38条1項	無期若しくは2年以上の懲役又は1000万円以下の罰金		
化学兵器の製造	39条1項	1年以上の有期懲役又は700万円以下の罰金		
<b>公職選挙法（昭25法100）</b>				
おとり罪	224条の2第1項	1年以上5年以下の懲役又は禁錮		
選挙運動総括主催者等による寝返り罪	224条の2第2項	1年以上6年以下の懲役又は禁錮		
多衆の選挙妨害罪（首謀者）	230条1項1号	1年以上7年以下の懲役又は禁錮		
<b>高速自動車道国道法（昭32法79）</b>				
高速自動車国道の効用阻害等致傷	27条2項前段	1年以上の有期懲役		
高速自動車国道の効用阻害等致死	27条2項後段	無期懲役又は3年以上の懲役		
<b>国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平3法94）</b>				
業として行う不法輸入等	5条	無期又は5年以上の懲役及び1000万円以下の罰金		
<b>細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発，生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律（昭52法61）</b>				
生物兵器等の製造	9条1項	1年以上の有期懲役		
<b>サリン等による人身被害の防止に関する法律（平7法78）</b>				
サリン等の発散	5条1項	無期又は2年以上の懲役		
<b>銃砲刀剣類所持等取締法（昭33法6）</b>				
けん銃等の発射	31条	無期又は3年以上の懲役		
けん銃等の輸入	31条の2第1項	3年以上の有期懲役		
営利目的によるけん銃等の輸入	31条の2第2項	無期又は5年以上の懲役		
けん銃等の所持	31条の3第1項	1年以上10年以下の懲役		
適合実包等と共にするけん銃等の携帯等	31条の3第2項	3年以上の有期懲役		
けん銃等の譲渡し，貸付け，譲受け，借受け	31条の4第1項	1年以上10年以下の懲役		
営利目的による前項の罪	31条の4第2項	3年以上の有期懲役		
<b>職業安定法（昭26法141）</b>				
暴行・脅迫等による職業紹介等	63条	1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金		
<b>森林法（昭26法249）</b>				
他人の森林への放火	202条1項	2年以上の有期懲役		
保安林に係る自己の森林への放火等	202条4項	1年以上の有期懲役		
<b>出入国管理及び難民認定法（昭26政319）</b>				
営利目的集団密航者上陸	74条2項	1年以上10年以下の懲役及び1000万円以下の罰金		
営利目的集団密航者上陸收受等	74条の4第2項	1年以上10年以下の懲役及び1000万円以下の罰金		

罪 名	条 項	法 定 刑	法定合議事件	法定刑に死刑 又は無期懲 役・禁錮が含まれる罪
<b>児童売春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平11法52）</b>				
児童売春等目的人身売買等	8条1項	1年以上10年以下の懲役		
児童売春等目的国外移送	8条2項	2年以上の有期懲役		
<b>船員職業安定法（昭23法130）</b>				
暴行・脅迫等による船員の職業紹介等	64条	1年以上10年以下の懲役及び20万円以上300万円以下の罰金		
<b>船舶安全法（昭8法11）</b>				
船級協会役員等の加重収賄	23条1項後段	1年以上10年以下の懲役		
<b>電波法（昭25法131）</b>				
無線通信の業務に従事する者の遭難通信の不取扱等	105条1項・2項	1年以上の有期懲役		
<b>道路運送法（昭26法183）</b>				
事業用自動車転覆等致傷	101条2項前段	1年以上の有期懲役		
事業用自動車転覆等致死	101条2項後段	無期又は3年以上の懲役		
往来危険による事業用自動車転覆等致傷	102条	1年以上の有期懲役		
往来危険による事業用自動車転覆等致死	102条	無期又は3年以上の懲役		
<b>武器等製造法（昭28法145）</b>				
鉄砲の無許可製造	31条1項	3年以上の有期懲役		
営利目的による鉄砲の無許可製造	31条2項	無期又は5年以上の懲役（500万円以下の罰金併科可）		
<b>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭32法167）</b>				
放射線発散等致死	51条2項	2年以上の有期懲役		
<b>麻薬及び向精神薬取締法（昭28法14）</b>				
ジアセトルモルヒネ等の輸出入，製造	64条1項	1年以上の有期懲役		
営利目的による前項の罪	64条2項	無期又は3年以上の懲役及び1000万円以下の罰金		
営利の目的によるジアセトルモルヒネ等の製剤，小分け，譲渡し，譲受け，交付，所持	64条の2第2項	1年以上の有期懲役及び500万円以下の罰金		
営利目的によるジアセトルモルヒネ等の施用等	64条の3第2項	1年以上の有期懲役及び500万円以下の罰金		
ジアセトルモルヒネ等以外の麻薬の輸出入，製造等	65条1項	1年以上10年以下の懲役		
営利目的による前項の罪	65条2項	1年以上の有期懲役及び500万円以下の罰金		
営利目的によるジアセトルモルヒネ等以外の製剤，小分け，譲渡し，譲受け，所持	66条2項	1年以上10年以下の懲役（情状により罰金併科）		
営利目的による麻薬の施用等	66条の2第2項	1年以上10年以下の懲役（情状により罰金併科）		
<b>流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭62法103）</b>				
流通食品への毒物の混入等致死傷	9条2項	無期又は1年以上の懲役		
<b>労働基準法（昭22法49）</b>				
強制労働	117条	1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金		
<b>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭60法88）</b>				
有害業務目的の労働者派遣	58条	1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金		

通常第一審事件（地裁）における終局人員数・平均審理期間・平均開廷回数

	平成11年			平成12年		
	終局人員数	平均審理期間	平均開廷回数	終局人員数	平均審理期間	平均開廷回数
地裁全体	61,640人	3.2月	2.7回	68,190人	3.2月	2.7回
否認	4,058人	10.2月	8.2回	4,504人	9.8月	7.8回
法定合議事件	4,297人	6.9月	5.0回	4,569人	7.1月	5.3回
否認	1,158人	12.2月	8.9回	1,306人	12.3月	9.2回
法定刑に死刑又は無期懲役が含まれる事件	2,148人	7.9月	5.8回	2,348人	8.1月	5.9回
否認	706人	12.8月	9.6回	812人	13.0月	9.5回

（注）最高裁判所の資料による。

## 資料 1 - 3

## 法定合議事件の罪名別審理期間・開廷回数

(平成10年 - 地裁)

	終局人員	平均審理期間(月)	平均開廷回数(回)	最多開廷回数(回)
総数	3,960	7.0	4.9	81
現住建造物等放火	220	6.0	4.1	19
非現住建造物等放火	90	6.9	4.5	46
建造物等以外放火	34	4.6	3.0	10
ガス漏出等致死傷	1	3.0	0.0	0
電汽車往來危険	7	6.1	4.0	11
水道損壊及び閉塞	6	3.8	3.0	3
通貨偽造	1	8.0	4.0	4
偽造通貨行使	6	6.1	3.5	5
偽造外国通貨行使	3	6.0	5.7	11
有印公文書偽造	23	4.4	3.3	6
虚偽有印公文書作成	2	4.0	2.0	2
偽造有印公文書行使	154	5.7	3.9	36
虚偽有印公文書行使	8	5.4	3.6	7
強制わいせつ致死傷	97	4.7	3.6	13
強姦	459	5.3	3.9	16
強姦致死傷	272	6.1	4.3	20
加重収賄	6	6.8	3.8	7
殺人	671	10.3	7.0	75
傷害致死	281	8.3	6.0	81
保護責任者遺棄等致死傷	6	4.2	3.5	5
逮捕監禁致死傷	6	6.8	4.8	7
営利拐取等	56	5.3	3.8	15
身の代金拐取	14	11.6	4.6	17
拐取者の身代金取得等	10	13.5	12.5	13
強盗致傷	393	6.8	4.5	35
強盗致死	58	15.0	10.2	51
強盗強姦	62	7.7	5.3	12
爆発物取締罰則違反	2	19.5	21.0	33
武器等製造法違反	5	6.3	4.8	7
銃砲刀剣類所持等取締法違反	298	5.0	3.7	20
大麻取締法違反	1	30.0	14.0	14
覚せい剤取締法違反	411	6.8	4.8	40
麻薬及び向精神薬取締法違反	45	5.8	3.8	18
あへん法違反	10	6.4	4.2	12
麻薬特例法違反	20	11.4	7.4	20
労働基準法違反	-	-	0.0	0
職業安定法違反	49	3.9	3.0	11
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律違反	-	-	-	-
森林法違反	4	5.1	3.8	7
出入国管理及び難民認定法違反	168	4.5	3.1	8
その他の特別法犯	1	60.0	0.0	0

(注) 「その他特別法犯」の罪名については、刑事・警察関係の廃止法令であること以外把握していない。

(注) 最高裁判所の資料による。なお、平均審理期間は次の階級区分によって算出したものであり、( )内は階級の代表値で月数を示す。1月以内(0.5) 2月以内(1.5) 3月以内(2.5) 6月以内(4.5) 1年以内(9) 2年以内(18) 3年以内(30) 3年を超えるもの(60)の8区分

## 資料 1 - 3

## 法定合議事件の罪名別審理期間・開廷回数

(平成11年 - 地裁)

	終局人員	平均審理期間(月)	平均開廷回数(回)	最多開廷回数(回)
総数	4,297	6.9	5.0	119
現住建造物等放火	285	6.3	4.3	38
非現住建造物等放火	121	6.9	4.6	41
建造物等以外放火	31	5.0	4.0	28
ガス漏出等致死傷	1	2.5	2.0	2
電汽車往來危険	11	8.5	3.0	10
水道損壊及び閉塞	-	-	-	-
通貨偽造	4	5.6	4.8	6
偽造通貨行使	12	5.0	3.1	4
偽造外国通貨行使	-	-	-	-
有印公文書偽造	34	3.9	3.3	10
虚偽有印公文書作成	-	-	-	-
偽造有印公文書行使	221	4.5	3.1	16
虚偽有印公文書行使	7	6.1	4.1	6
強制わいせつ致死傷	98	4.1	3.1	9
強姦	418	5.7	4.1	21
強姦致死傷	317	6.3	4.5	58
加重収賄	6	5.3	3.7	5
殺人	678	9.7	7.0	119
傷害致死	261	8.1	5.4	34
保護責任者遺棄等致死傷	11	8.8	6.4	18
逮捕監禁致死傷	8	14.6	8.5	14
営利拐取等	52	4.6	3.5	15
身の代金拐取	7	10.9	6.1	13
拐取者の身代金取得等	10	6.3	5.1	10
強盗致傷	492	6.6	4.8	30
強盗致死	75	17.7	13.8	118
強盗強姦	60	7.1	4.9	16
爆発物取締罰則違反	6	7.5	3.7	4
武器等製造法違反	2	3.5	3.0	3
銃砲刀剣類所持等取締法違反	283	5.1	3.7	27
大麻取締法違反	1	9.0	7.0	7
覚せい剤取締法違反	430	6.3	4.5	36
麻薬及び向精神薬取締法違反	55	4.3	3.1	17
あへん法違反	3	5.3	3.7	6
麻薬特例法違反	44	11.6	8.3	25
労働基準法違反	3	7.5	7.3	9
職業安定法違反	77	3.6	2.6	7
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律違反	-	-	-	-
森林法違反	3	6.0	3.0	4
出入国管理及び難民認定法違反	190	6.1	3.9	17
その他の特別法犯	-	-	-	-

(注) 最高裁判所の資料による。なお、平均審理期間は次の階級区分によって算出したものであり、( )内は階級の代表値で月数を示す。1月以内(0.5) 2月以内(1.5) 3月以内(2.5) 6月以内(4.5) 1年以内(9) 2年以内(18) 3年以内(30) 3年を超えるもの(60)の8区分。



## 資料 1 - 3

## 法定合議事件の罪名別審理期間・開廷回数

(平成12年 - 地裁)

	終局人員	平均審理期間(月)	平均開廷回数(回)	最多開廷回数(回)
総数	4,569	7.1	5.3	102
現住建造物等放火	281	6.3	4.2	21
非現住建造物等放火	125	5.7	4.2	46
建造物等以外放火	44	5.9	4.0	13
ガス漏出等致死傷	-	-	-	-
電汽車往來危険	9	4.6	2.8	6
水道損壊及び閉塞	-	-	-	-
通貨偽造	5	8.1	4.2	6
偽造通貨行使	19	4.3	2.9	7
偽造外国通貨行使	2	3.5	3.0	3
有印公文書偽造	51	4.5	3.1	15
虚偽有印公文書作成	9	7.0	4.7	15
偽造有印公文書行使	258	4.7	3.4	20
虚偽有印公文書行使	13	3.4	2.3	3
強制わいせつ致死傷	132	4.7	3.4	12
強姦	443	5.6	4.0	40
強姦致死傷	275	5.6	4.2	21
加重収賄	5	3.9	3.6	5
殺人	707	10.0	7.2	102
傷害致死	245	8.3	6.6	69
保護責任者遺棄等致死傷	2	9.0	4.5	5
逮捕監禁致死傷	3	19.0	20.3	39
営利拐取等	68	5.2	3.5	17
身の代金拐取	3	3.8	2.3	3
拐取者身代金取得等	13	10.7	8.4	28
強盗致傷	612	6.6	4.8	35
強盗致死	98	18.7	14.5	53
強盗強姦	80	7.9	5.7	22
爆発物取締罰則違反	4	8.0	5.5	14
武器等製造法違反	6	4.5	4.2	6
銃砲刀剣類所持等取締法違反	292	6.5	4.5	27
大麻取締法違反	-	-	-	-
覚せい剤取締法違反	504	6.9	4.9	74
麻薬及び向精神薬取締法違反	66	5.3	4.0	14
あへん法違反	4	4.5	3.5	4
麻薬特例法違反	33	12.5	8.1	27
労働基準法違反	2	18.0	20.0	20
職業安定法違反	59	3.3	2.5	5
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律違反	1	4.5	2.0	2
森林法違反	2	3.5	2.5	3
出入国管理及び難民認定法違反	94	8.3	5.5	-
その他の特別法犯	-	-	-	-

(注) 最高裁判所の資料による。なお、平均審理期間は次の階級区分によって算出したものであり、( )内は階級の代表値で月数を示す。1月以内(0.5) 2月以内(1.5) 3月以内(2.5) 6月以内(4.5) 1年以内(9) 2年以内(18) 3年以内(30) 3年を超えるもの(60)の8区分。